

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

リケングループは、「私たちは地球環境を守り、社会に貢献する企業市民であり続けます」を企業理念として活動し、公正で透明性の高い、開かれた企業とすることを約束しています。

今後も継続して内部統制システムのレベルアップに取り組むとともに、社員の一人一人が「リケングループ行動規範」を実践し、社会の持続的な発展と持続的な企業価値の向上を目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は4名で構成されており、国際経験豊かな取締役を選任しています。現在の取締役は全員男性となっておりますが、ジェンダーの面での多様性確保についても引き続き検討してまいります。なお、10月2日に当社の持株会社として、当社に代わり新たに上場するリケンNPR株式会社では、女性の取締役が就任する予定です。

また、当社の監査等委員である取締役は社外取締役2名を含む3名で構成されています。監査等委員である取締役はいずれも財務、会計、法務を含む必要な知見を有しており、特に社外取締役は財務、法務に関する高い専門性を有しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4.政策保有株式】

<政策保有に関する方針>

当社は、中長期的な企業価値向上を図る観点から、事業戦略上の重要性や取引先との関係強化等を総合的に勘案し、政策保有株式を保有する方針です。また取締役会は、保有株式ごとにその必要性・妥当性について、毎年、当社の資本コストも踏まえた検証も含め、総合的に判断しております。保有の必要性・妥当性が認められないと考える場合には縮減するなどの見直しを行う方針です。

<政策保有株式に係る議決権の行使に関する基本方針>

当社は、保有株式の議決権の行使については、長期に業績が低迷する場合や不祥事が生じた場合には相手方に状況を確認した上で検討するなど、その議案の内容を精査し株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で、適切に議決権を行使します。

【原則1-7.関連当事者間の取引】

当社では、取締役が、自己又は第三者のために当社と取引を行おうとする場合は、会社法で定められた手続き及び取締役会規則に基づき、取締役会の承認を得るとともに、その重要事実を取締役に報告するものとしています。また、行動規範において、役員員の利益相反行為の禁止を明文化しています。

【原則2-4.女性の活躍促進を含む社内での多様性の確保】

補充原則2-4(1)

【多様性の確保について】

当社は行動規範において「リケングループがグローバルに企業価値を創造するために多くの国や地域において事業展開していることを踏まえ、あらゆる企業活動においてすべての人の人権を尊重するとともに、各国・地域の文化の理解に努め、多様性を尊重する」と掲げ、日系企業では早期からの海外進出とグローバル人材の育成を行うとともに、女性が働き続けることができる職場づくりを推進しています。今後とも多様性により組織を活性化していきます。

<女性の管理職の登用>

当社は、多様な勤務形態の拡充や、産休・育児休業、育児サポートといった性別を問わない多様な働き方の実現に向けた取組みに加えて、女性の働き甲斐や活躍出来る雇用環境を創出することは重点的な取組み課題と認識しております。当社は、女性労働者の割合拡大を目的として、採用した労働者に占める女性労働者の割合を11%(2016-2018年度平均)から15%とする目標を設定しており、2019-2022年度平均では24%で目標を達成しています。

こういった取組みにより、女性の管理職への登用につきましては、まだ全体の1%台と少数ではありますが、将来的には現状よりも増加させることを目標としていきたいと考えております。

<外国人の管理職への登用>

当社は、国籍を問わない採用活動を行っており、現在では約10名程度の外国人が在籍しており、うち1名は管理職として登用されております。一方、当社グループを支える海外事業会社においては、管理職、経営陣ともに8割以上が外国人となっております。

グループ全体での多様性を活かしていく考え方から、当社の外国人の管理職への登用につきましては、現状を維持していきたいと考えております。

<中途採用者の管理職への登用>

当社は職歴の有無を問わない採用活動を行っておりますが、近年は新製品新事業の創出に向けて専門人材の確保を強化する観点から、新規採

用者数の約3～4割程度が中途採用者となっています。現在、当社管理職ポストにおける中途採用者の割合は約3割程度、役員ポストは約4割を占めており、現状を維持していきたいと考えております。

【多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針、その状況】

非財務資本の中でも人的資本、すなわち人材は、持続的な成長を遂げていくために不可欠なものであり、リケングループとして「安全で働きやすい環境の整備」をマテリアリティに掲げ、「多様な人材がのびのびと成長し活躍できる仕事の場づくり」の実現を目指しています。

そのために、グローバルに企業活動を展開するリケングループとしてグローバル人材の育成を含む「人材力強化」「ダイバーシティ」「健康・安全」「人権尊重」に注力し、それぞれにおいて具体的な施策を推進しています。

具体的な取組みについては、当社ホームページ、統合報告書にて開示しておりますので、参照願います。

・サステナビリティ情報、統合報告書：<https://www.riken.co.jp/csr/>

【原則2-6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金基金は、執行機関である理事会並びに事務局に専門性を持つ人材を配置するなど、運用面で期待される役割を発揮できる体制を整えております。企業年金の積立金の運用は専門性が必要になることから金融機関に委託しており、その運用状況は、スチュワードシップ活動も含めて、各金融機関より年4回定期報告を受け、モニタリングを実施しております。また、企業年金基金の決議機関である代議員会は、事業主が選定した議員及び加入者互選による議員を同人数選出しており、当社と受益者との利益相反を適切に管理できる体制で運営しております。

【原則3-1.情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念や行動指針、中期経営計画を当社ホームページにて開示しておりますので、参照願います。

・経営理念、行動指針：<https://www.riken.co.jp/company/management.html>

・中期経営計画：<https://www.riken.co.jp/ir/plan/>

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページにて開示しておりますので、参照願います。

・コーポレートガバナンス基本方針：<https://www.riken.co.jp/csr/governance/>

(3)取締役会が取締役及び経営陣幹部の報酬を決定するに当たっての方針と手続

役員報酬については、取締役(監査等委員である者を除く。)と監査等委員である取締役を区別し、取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬は、指名・報酬委員会での審議のうえ取締役会にて決定し、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会の協議にて決定しています。

役員報酬の概要(方針及び算定方法)につきましては、-1中の「取締役報酬関係 報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」を参照願います。

(4)取締役会が取締役・監査役候補の指名及び経営陣幹部の選解任を行うに当たっての方針と手続

【方針】

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者の指名については、取締役としての職務を適切に遂行できる、経営に関する豊富な経験を有し、国際性に富んだ人格・見識に優れた人物を候補者として指名します。監査等委員である取締役候補者の指名については監査実務を適切に遂行できる、経営に関する豊富な経験、又は、法曹、行政、会計、教育等の分野で高い専門性と豊富な経験を有する、人格・見識に優れた人物を候補者として指名します。経営陣幹部の選解任については、経営理念や経営戦略に照らし合わせ、人格・見識・経験・業績等を勘案して決定します。

【手続】

取締役の指名については、取締役候補者は、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬委員会に諮問の上、取締役会において決定することとしております。なお、監査等委員である取締役候補者は監査等委員会の同意を事前に得ることとしております。経営陣幹部の選解任については、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬委員会に諮問の上、取締役会において決定することとしています。

(5)取締役・監査役候補の指名及び経営陣幹部の選解任を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

2017年6月の株主総会から、社内役員を含む全取締役候補者の指名理由を株主総会招集通知に記載しています。経営陣幹部の個々の選解任理由につきましては、ニュースリリース等において開示しています。

・株主総会招集通知：<https://www.riken.co.jp/ir/stock/shareholders.html>

補充原則3-1(3)

【自社のサステナビリティについての取組み】

リケンは、「私たちは地球環境を守り、社会に貢献する企業市民であり続けます」を企業理念とし、企業理念の実現を通して、SDGsの達成に貢献し、環境性能に優れた製品をより広く提供するなど、社会の持続的な発展と持続的な企業価値の向上を目指しています。当社のサステナビリティ基本方針や取組みについては、当社ホームページ、統合報告書を参照願います。

・サステナビリティ情報、統合報告書：<https://www.riken.co.jp/csr/>

【人的資本や知的財産への投資等】

当社、リケングループにとって人材の確保・育成・定着は、持続的な成長を遂げていくために不可欠なものであり、当社の重要課題においても「安全で働きやすい環境の整備」を掲げています。そのため、グローバル人材の育成を含む「人材力強化」「ダイバーシティ」「健康・安全」「人権尊重」に注力し、それぞれにおいて具体的な施策を推進しています。その取組みについては、補充原則2-4及び当社ホームページ、統合報告書を参照願います。

さらに、当社は2021年より、DXに専属で取組むデジタル変革(DX)推進部(現:DX・サイバーセキュリティ推進部)を新設し、先ずデジタル技術の活用による業務の効率化を目指し、そこから業務の改革であるDXを目指す活動を行っております。

また、当社にとって当社の知財・無形資産は、当社が環境性能に優れた高性能・高付加価値製品を提供し続けるために不可欠であり、競争力・差別化の源泉です。(例:「顧客ニーズに応じた製品設計力・工程設計力」「材料技術、形状創生技術、表面改質技術などの生産技術」)

これらの競争力・差別化を維持・強化するための再投資を継続し、持続的な成長を実現する観点から、2022年度は19億円の研究開発投資を行っております。

・サステナビリティ情報、統合報告書：<https://www.riken.co.jp/csr/>

【気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について】

当社は、サステナビリティ経営で目指す姿として「製品のライフサイクルを通じて、環境負荷の低減/CNをめざす」製品づくりを掲げ、「温室効果ガス排出量の削減/CN」を重要課題(マテリアリティ)に設定し、実現に向けた中長期目標を設定しています。

また、TCFDのフレームワークに沿った形で、気候変動に係るリスクと機会が自社の事業活動や収益等に与える影響についてシナリオ分析を行

い、その結果や目標に対する進捗を開示しております。今後も外部環境の変化に応じたシナリオ分析を継続していきます。
具体的な取組みについては、当社ホームページにて開示しておりますので、参照願います。

・TCFDのフレームワークに沿った開示情報：<https://www.riken.co.jp/csr/>

【原則4 - 1 . 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4 - 1(1)

取締役会は、執行役員による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、あらかじめ取締役会で定めた取締役会規則に規定する事項(経営方針・中長期経営計画、重要な情報などの開示、経営に関わる重要事項)及び法令上取締役会が決定すべき事項(株主総会に関する事項、人事・組織に関する事項、決算に関する事項、株式等に関する事項、一定規模を超える投融資に関する事項)を議論し、決議しています。

また、執行役員を中心に構成される経営会議を原則として毎月2回開催し、取締役会の定めた経営の基本方針に基づき、各種経営課題の審議及び業務執行に関する全般的な統制を行なっております。

当社は、決裁基準に取締役会・経営会議などの会議体及び業務執行役員・部長などの権限を明確に定め、それに基づきそれぞれの決定機関・決定者が審議・決裁をしています。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、当社が定める独立性判断基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

・社外取締役の独立性判断基準：<https://www.riken.co.jp/csr/pdf/judgment.pdf>

【原則4 - 10 . 任意の仕組みの活用】

補充原則4 - 10(1)

取締役等の指名及び報酬の決定に関する手続きの透明性及び客観性を確保することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの更なる充実を図るために、取締役会の任意の諮問機関として、2019年5月より「指名・報酬委員会」を設置しています。

独立社外役員を過半数とする、社内取締役、独立社外役員から3名以上で構成し、委員長は委員会の互選により決定することとしています。

2022年度の指名・報酬委員会の構成は独立社外取締役が4名、社内取締役が2名で、委員長は独立社外取締役です。また、2022年度は2回開催し、役員候補者の選任、執行役員委嘱事項一部変更、役員賞与評価(業績評価、個人評価)、後継者計画などを審議しております。

【実施内容】

取締役会の諮問に基づき、次の事項を審議し、答申を行います。

- (1) 取締役及び執行役員の選任・解任に関する事項
- (2) 代表取締役の選定・解職に関する事項
- (3) 役付取締役・執行役員の選定・解職に関する事項
- (4) 取締役及び執行役員の報酬等に関する事項
- (5) 後継者計画(育成を含む)に関する事項
- (6) その他取締役会から諮問を受けた事項

【構成】

独立社外役員を過半数とする、社内取締役、独立社外役員から3名以上で構成し、委員長は委員会の互選により決定することとしています。2023年6月27日現在の構成員は以下のとおりです。

委員長：独立社外取締役 平野英治

委員：独立社外取締役 本多修、佐久間達哉

代表取締役社長 前川泰則

【原則4 - 11 . 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4 - 11(1)

現在、当社の取締役会には他社での豊富な経験と幅広い見識及び国際感覚を有し、独立した立場で当社の業務執行を監督する社外取締役3名(うち2名は監査等委員)を含む、国際経験豊かな取締役7名で構成されています。

当社は、当社の経営理念、経営戦略、経営計画等を踏まえ、取締役会全体で備えるべき知識・経験・能力のうち代表的なものをスキルとして明確化しています。

取締役候補者の指名については、取締役会全体でのスキルの組み合わせも考慮しつつ、取締役としての職務を適切に遂行できる、経営に関する豊富な経験と有し、国際性に富んだ人格・見識に優れた人物を、独立社外役員が過半数を占める任意の指名・報酬委員会に諮問の上、取締役会において決定することとしています。

なお、取締役会のスキル・マトリックスについては、当社ホームページ、株主総会招集通知にて開示しておりますので、参照願います。

・役員一覧：<https://www.riken.co.jp/company/officer.php>

・株主総会招集通知：<https://www.riken.co.jp/ir/stock/shareholders.html>

補充原則4 - 11(2)

取締役の他の上場会社の役員の兼任状況を株主総会招集通知の事業報告にて開示しておりますので、参照願います。

(第99期は「第99回定時株主総会招集ご通知」に記載しております。)

・株主総会招集通知：<https://www.riken.co.jp/ir/stock/shareholders.html>

補充原則4 - 11(3)

当社取締役会は、コーポレートガバナンス基本方針で定めた役割・責務を果たすため、毎年、その実効性を評価し、より実効性向上を図るためのポイントを取締役会で共有し、継続的な改善に取り組んでいます。

2022年度に開催された取締役会について実効性の評価が実施され、その結果が取締役会において報告・審議されました。

評価結果の概要は以下の通りです。

1. 実施内容

取締役会の構成、運営、議題等について、各取締役が課題と認識している事項を確認するため、取締役全員を対象にアンケートを実施し、その結果も踏まえた分析、議論を取締役会で行いました。

2. 評価結果

評価の結果、取締役会は以下の通り、実効性が確保されていると評価しました。

- (1)取締役会の規模・構成について、バランスの取れた多様な人材から構成され、経営に対する監督機能を発揮するための体制が構築されています。また、取締役会において自由闊達な議論が行なわれ、全メンバーによる積極かつ実質的な議論が行なわれています。
- (2)社外役員には取締役会の前日までに議題の事前説明を行い、十分な審議が出来るように配慮しています。
- (3)取締役会を原則月1回開催し、取締役会規則に基づき、大規模なM&A・経営統合案件をはじめとして中長期的な企業価値の向上に向けた重要な経営戦略、事業戦略を含む重要案件を、適時性に十分留意し適切に審議しています。
- (4)会議資料及び説明内容が十分であったか、審議時間が十分に確保できていたか等、取締役会の運営に関しても定期的にチェックし、改善を図っています。
- (5)取締役会の任意の諮問委員会である指名・報酬委員会においても具体的かつ率直な意見交換がなされています。
- (6)取締役の報酬について、中期的なインセンティブを高める観点等から報酬評価制度を制定し、内容を開示するとともに、適切に運用しています。

3. 今後の取組み

今回の評価結果を受け、取締役会のさらなる審議の充実化を図るため、以下の取組み等を行います。

- (1)中長期的な経営課題や経営戦略について、検討の初期段階も含め、取締役会、取締役会以外の場の双方で議論・報告する機会をさらに増加させます。
- (2)取締役会における議論の活性化、審議の質の向上のため、役員研修をさらに充実化します。
- (3)取締役会の構成について、ジェンダー面を含む多様性をより一層高めていくべく、検討を進めます。

当社は、今後も取締役会の機能強化、運営の改善を図り、取締役会の実効性を高めてまいります。

【原則4 - 14 . 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4 - 14 (2)

社外取締役に対しては、就任時に当社の事業、製品知識、財務、組織等につき説明をしています。社内出身の取締役に対しては、就任前に必要に応じ研修を行います。

また、すべての取締役に対し、就任後においても外部機関の活用を含め、必要に応じて継続的に研修等を実施します。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

- (1)当社は、株主の皆様との長期的な信頼関係を構築するため、公平且つ建設的な対話を行ってまいります。
- (2)株主との対話全般については社長が統括し、人事総務部及び経営企画部が担当します。また、対話を充実させるため、その他関係部門と連携を図っています。
- (3)株主や投資家に対しては、当社ホームページを活用した情報発信を積極的に行うとともに、電話会議やスモールミーティング等のIR・SR活動を積極的に行っております。またアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を年1回開催し、社長が説明を行っています。
- (4)当社は対話の中での株主の意見につきましては、適宜経営幹部、関係部署にフィードバックしています。
- (5)当社は、決算発表準備期間のサイレント期間を設けるなど、重要な内部情報が漏洩しないよう、「内部者取引防止規定」に基づき、情報管理を徹底しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	982,400	9.78
株式会社みずほ銀行	486,350	4.84
日本生命保険相互会社	428,955	4.27
株式会社第四北越銀行	320,242	3.18
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	275,900	2.74
三井住友信託銀行株式会社	261,700	2.60
株式会社三菱UFJ銀行	255,327	2.54
リケン柏崎持株会	241,145	2.40
損害保険ジャパン株式会社	190,100	1.89
株式会社プロテリアル	177,175	1.76

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平野 英治				日本銀行の要職を歴任し、その後会社経営の経験も有しており、その高い専門性と国際的で豊富な経験を当社の経営に活かすことができるため、社外取締役を選任しています。なお、同氏と当社とは特別の利害関係はなく、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の独立役員選任基準の要件を満たしていることから、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として選任しています。
本多 修			同氏は、当社の取引先の1つである2002年3月まで株式会社みずほ銀行、2011年6月までみずほ証券株式会社の業務執行者として、勤務しておりました。当社と2社は取引がありますが、取引額は当社及び2社それぞれの連結売上高の1%未満であり、株式会社みずほ銀行からの借入額は当社の連結資産の2%を超えておりません。また、株式会社みずほ銀行は当社の株主ですが、その保有株式は全体の10%未満です。	金融機関における長年の経験から、財務等に関する豊富な経験と高度な専門的知識、他社の経営と監査役経験も有することから、これを当社の監査に活かすことができるため、監査等委員である社外取締役に選任しています。なお、同氏と当社とは特別の利害関係はなく、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の独立役員選任基準の要件を満たしていることから、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として選任しています。
佐久間 達哉				検事や弁護士としての経験と知識、他社の取締役経験も有することから、これを当社の監査に活かすことができるため、監査等委員である社外取締役に選任しています。なお、同氏と当社とは特別の利害関係はなく、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の独立役員選任基準の要件を満たしていることから、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として選任しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人(監査等委員会スタッフ、他部署との兼任)を配置しており、監査等委員会スタッフは監査等委員会が指示した補助業務については、監査等委員会の指揮命令に従います。
また、その人事異動及び考課については、事前に監査等委員会に報告を行い、了承を得るものとしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は社長と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持っております。
監査等委員会は内部監査部門である内部統制推進部とともに、会計監査人と四半期毎の定期会合や監査立会い等、必要に応じて随時情報交換を行うことで相互の連携を高め、監査等委員会監査の実効性確保に努めております。
社外取締役を含む監査等委員会と内部統制推進部は、毎月1回の定期的な会合に加え、必要に応じて随時情報交換を行うことによって相互の連携を高めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

取締役等の指名および報酬の決定に関する手続きの透明性および客観性を確保することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの更なる充実を図るために、取締役会の任意の諮問機関として、2019年5月より「指名・報酬委員会」を設置しています。
独立社外役員を過半数とする、社内取締役、独立社外役員から3名以上で構成し、委員長は委員会の互選により決定することとしています。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、当社が定める独立性判断基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。
・社外取締役の独立性判断基準: <https://www.riken.co.jp/csr/pdf/judgment.pdf>

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の株価上昇及び持続的な企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役及び執行役員（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、従来の株式報酬型ストックオプション制度に代えて、2018年6月より譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入しております。

譲渡制限付株式は、「譲渡制限期間」の異なる以下二種類を設定しています。

譲渡制限付株式 型（以下、「株式 型」という。）：2年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間

譲渡制限付株式 型（以下、「株式 型」という。）：30年間

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書にて、役員区分ごとの報酬の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員員の員数を開示しております。なお、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に支払った報酬等の総額は235百万円（2023年3月期実績）です。

・有価証券報告書：<https://riken.co.jp/ir>

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2019年6月開催の第95回定時株主総会決議において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額400百万円以内（使用人分給与を除く）と決議しています。また、これに加えて、同定時株主総会決議において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内と決議しています。役員報酬制度の概要は下記のとおりです。

（役員報酬制度の方針、全体像）

2020年度より新たに下記の役員報酬評価制度を導入しています。

当社の取締役報酬は固定報酬としての月例報酬と、業績連動報酬で構成され、中期経営計画の達成度や、1年ごとに会社の業績、経営内容、役員本人の成果・責任等を考慮した算定基準に従い、役員報酬等の額を報酬総額範囲内で決定しています。

固定報酬と業績連動報酬の比率は概ね6対4となっています。

固定報酬につきましては、役位に基づく基準額の金銭（毎月支給）としています。

業績連動報酬につきましては、毎年の業績に応じて支給される現金賞与、および株主のみなさまとの利益意識の共有と、中長期での目標達成への動機づけを目的として業績に基づき変動するインセンティブ報酬である株式報酬（譲渡制限付株式）に展開される仕組みとなっています。

さらに、株式報酬（譲渡制限付株式）は、「譲渡制限期間」の異なる以下二種類を設定しています。

譲渡制限付株式 型（以下、「株式 型」という。）：2年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間

譲渡制限付株式 型（以下、「株式 型」という。）：30年間

このうち の株式 型は、現在譲渡制限期間を2年間に設定し、短期業績連動報酬である現金賞与を補完し、かつ会社業績と株価への意識を高める目的で運用しています。

また、 の株式 型は、譲渡制限期間を30年間としていますが、実際には当社役員が取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した時点で制限解除するものであり、長期の業績連動報酬として導入しているものです。

各役員に応じた固定報酬、現金賞与、株式報酬の金額は、基準総報酬額をベースに予め基準額として定めています。

なお、監査等委員である取締役および社外取締役ならびに年俸制をとる外国籍の取締役は、固定報酬のみの支給となり、会社・個人業績評価ともに適用対象外となっています。

役員報酬の算定方法につきましては、当社の有価証券報告書にて開示しています。

・<https://www.riken.co.jp/ir/>

（報酬の決定方針を決定する機関と手順）

役員報酬については、取締役（監査等委員である者を除く。）と監査等委員である取締役を区別し、取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬

は、指名・報酬委員会での審議のうえ取締役会にて決定し、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会の協議にて決定しています。また、報酬額の各水準についても、外部の報酬コンサルタントによる報酬調査結果における国内上場企業の中位をベンチマークとして、基準額水準の妥当性を指名・報酬委員会において毎年検証しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会付議議案の内容等を事前に説明するなど、経営企画部のスタッフがサポートしています。監査等委員である社外取締役に対しては、十分な情報提供を常勤監査等委員及び監査等委員会スタッフが行っていきます。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 **更新**

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
伊藤 薫	名誉会長	これまでの経験等を踏まえた、会社経営、事業活動に関する助言	非常勤 報酬有	2023/6/23	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを一層充実させることを目的として、2016年5月より執行役員制度を導入して経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離、2019年6月より監査役会設置会社から「監査等委員会設置会社」へ移行し、経営機関は取締役会と監査等委員会を基本にしております。

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名(うち社外取締役1名)と、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され(2023年6月27日現在)、月1回の定例取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会において法令で定められた事項のほか、取締役会規則に規定された経営方針など経営に関わる重要事項の意思決定ならびに業務執行の監督を行なっています。

また、執行役員を中心に構成される経営会議を原則として毎月2回開催し、取締役会の定めた経営の基本方針に基づき、各種経営課題の審議及び業務執行に関する全般的な統制を行なっています。加えて、当社の取締役・執行役員と、海外関係会社の社長等の幹部社員で構成されるグローバル会議を年2回開催し、グローバル経営を推進しています。

当社ではサステナビリティに関わる活動を推進するため、経営会議の下部機関としてサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティに関する方針の立案、サステナビリティ重要課題(マテリアリティ)の検討・策定とともに、リスクマネジメントの推進及び情報開示の統制をはじめサステナビリティ活動の推進を行っています。さらに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの徹底を図る活動の推進を行っています。

また、当社では様々な損失の危険に対して、事前に適切な対応策を準備すること等により、損失の危険を最小限にすべくサステナビリティ委員会の下にリスク管理部会及びBCM(Business Continuity Management)部会を設置し、リスク管理及び事業継続計画の定着と運用の徹底を図っています。

当社の監査等委員は、社外取締役2名を含む3名(2023年6月27日現在)の体制で監査等委員会を構成し、監査等委員会で策定された監査方針に基づき、業務執行取締役・執行役員等からの業務執行状況の聴取調査、内部監査を担当する内部統制推進部との連携を通して、取締役の職務執行を監査しています。

また、内部統制推進部は、4名(2023年6月27日現在)であっており、年度初めに定める内部監査方針及び内部監査実施計画に基づき、定期的に社内各部門及び関係会社の業務執行・経営状況を監査するほか、必要に応じて臨時監査を実施し、業務等の是正勧告を行っています。

なお、当社は全ての監査等委員である取締役及び社外取締役との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法425条第1項に定める額を責任の限度としています。

会計監査については、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選定しております。第99期の会計監査業務を執行した公認会計士は、井出正弘氏、杉浦野衣氏、石川慶氏の3名であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他26名です。

監査等委員会、内部統制推進部及び有限責任監査法人トーマツの間では、定期的な会合も含め必要に応じて随時情報の交換を行うことで、相互の連携を高めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層充実させることを目的として、2019年6月より監査役会設置会社から「監査等委員会設置会社」へ移行しております。

当社の監査等委員会は常勤である社内取締役1名と独立性を有し、中立・公正な立場を保持している社外取締役2名で構成され、取締役の職務執行に対する監査機能の強化を図っています。

当社の取締役会は他社での豊富な経験と幅広い見識及び国際感覚を有し、独立した立場で当社の業務執行を監督する社外取締役3名(うち2名は監査等委員)で構成され、加えて執行役員制度を導入し、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離することにより、コーポレートガバナンスの強化と経営意思決定および業務遂行の迅速化を図っており、現体制が最適であると考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第99回の定時株主総会は2023年6月23日に開催いたしました。 第98回の定時株主総会は2022年6月24日に開催いたしました。 第97回の定時株主総会は2021年6月25日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2019年より電磁的方法による議決権の行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2019年より株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを導入しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知書(要約)の英文をホームページ上で掲載しております。
その他	株主総会招集通知書をホームページ上に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、日本証券アナリスト協会にて代表取締役による会社説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	財務データ及び財務レポートをホームページ上で公開しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部に設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念に、環境保全・社会貢献について明示するとともに、「リケングループ行動規範」に社会・地域との関係をはじめとして良き企業市民としての行動指針を規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001認証を継続しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「リケングループ行動規範」に、社会・地域との関係の一項目として情報開示の基本方針を設定しています。
その他	当社グループが立地している地域社会への貢献として、事業所主催のお祭り、地元小中学校への図書・備品の寄贈、障がい者スポーツ団体への活動支援、事業所施設の開放・見学会の開催など地域と共生する活動を進めています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は以下の基本方針に則り、内部統制システムの整備に取り組んでおります。

基本方針

当社及び当社の関係会社(以下「当社グループ」という)は以下のグループ経営理念および「顧客第一・法令遵守・基本重視・オープン・アクティブ・スピード」を行動指針として定め、企業活動を推進している。

さらに当社グループの取締役及び従業員は、法令及び社会的規範に従い、リケングループ行動規範、社内諸規定、及び社会的良識に基づいて業務を遂行することを基本方針とする。

< 経営理念 >

- ・ 私たちは地球環境を守り、社会に貢献する企業市民であり続けます
- ・ 私たちは株主の資本を効率的に活用し、グローバルに企業価値を創造します
- ・ 私たちは知識の向上と技術の革新を心がけ、世界のお客様に感動を与える製品を提供します
- ・ 私たちは高い志と広い視野を持って、常に変革を遂げていきます

当社は、この経営理念の下、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、より一層適切なグループ内部統制システムとすべく、整備に努める。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、企業の存続のためにはコンプライアンス(法令遵守)の徹底が必要不可欠であると認識し、すべての取締役及び従業員が法令及び社会的規範を遵守し、公正な倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。

- 1) 当社グループの取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、適正な事業活動を行う体制を構築するため、当社グループ全体に適用する行動規範及び行動指針を定める。
- 2) 経営の健全性及び効率性を高めるため、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置する。
- 3) 社会から信頼される経営体制を確立するため、CEOを委員長とする全社委員会であるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの定着と運用の徹底を図るために必要な諸活動を推進する。
- 4) コンプライアンスの徹底を図るため、人事総務部は取締役及び従業員へのコンプライアンス教育を体系的・計画的に実施する。
- 5) コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、社外窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用する。
- 6) 内部統制推進部は、定期的を実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内諸規定に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規定が適正・妥当であるかを調査・検証し、監査結果を社長及び監査等委員会に報告する。
- 7) 上記のコンプライアンスに関する活動については定期的に取り締役に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が業務分掌及び決裁基準に基づいて決裁した文書等法令及び文書管理規定に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、定められた期間保存する。

- 1) 法令及び文書管理規定に基づき、以下の文書(電磁的記録を含む)を関連資料とともに保存する。
 - (1) 法令に定めのある文書
 - ・ 株主総会議事録(会社法第318条)、取締役会議事録(会社法第369条)
 - (2) 文書管理規定に基づく文書
 - ・ 経営会議事録、技術委員会議事録、サステナビリティ委員会議事録、コンプライアンス委員会議事録
 - ・ その他取締役が委員長、議長となる会議委員会議事録
 - ・ 取締役が決裁者となる決裁書
 - ・ その他文書管理規定に定める重要な文書
- 2) 上記文書について、法令に別段の定めのない限り、文書管理規定に基づき、文書毎に定められた所管部門が文書管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく、組織的な対応について整備に努める。

- 1) 当社グループ全体におけるリスク管理体制を構築し、適切なリスク対応を実施するため、リスク管理基本方針を含むリスク管理規定及び関連する規定類を定める。
- 2) サステナビリティ委員会の下に、リスク管理部会及びBCM部会を設置し、リスク管理及び事業継続計画の定着と運用の徹底を図るために必要な諸活動を推進する。
- 3) リスク管理規定に基づき、当社グループにおける事業機会リスク及び事業活動遂行リスクについて、毎年リスクの特定と評価を行い、リスク対応計画を策定し、推進する。
- 4) 大規模な事故、災害、不祥事等の未然防止を図るとともに、発生した場合には、社長(又は社長が指名する者)を委員長とした危機対策本部を設置し、対応にあたる。
- 5) 上記のリスク管理に関する活動については定期的に取り締役に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、環境変化に対応するため、中期経営計画及び年度経営計画を策定、推進する。経営計画の達成を目指し、日常的な取締役の業務執行の効率化に努める。

- 1) 取締役の業務及び決裁権限について、組織規定、業務分掌規定、決裁基準規定で定める。
- 2) 取締役会は経営の方針、法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行状況を監督する。

- 3) 取締役会の下に、社長が議長を務める経営会議を設置し(原則として月2回実施)、取締役会決議事項の事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し、意思決定を行う。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社も含めたリケングループとしての内部統制システムの構築を目指すとともに、「関係会社管理規定」に基づき、各子会社の自主性を尊重しつつ、適切なグループ経営に努める。

- 1) グループ経営として、経営理念や行動規範、コンプライアンスに係る規定マニュアルを関係会社と共有するとともに、リケングループ経営計画を一体となって推進する。
- 2) 国内関係会社については経営企画部が、海外関係会社については海外事業部が、各社の取締役会への参加やヒアリング等を行い、経営の適法性・効率性の確認を実施する。
- 3) 関係会社に対して内部統制推進部が定期的に監査を実施する。
- 4) 主要な関係会社については当社監査等委員が監査役に就任し、会計監査及び業務監査を実施する。

6. 監査等委員会の職務を補助する従業員について

監査等委員会からその職務を補助すべき専任の従業員について求めがある場合、監査等委員会と事前に協議の上、当該従業員を配置する。

7. 前項の従業員の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

前項の従業員は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令下に置き、人事異動及び考課については、事前に監査等委員会に報告を行い、了承を得るものとする。

8. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を監査等委員会に報告する。監査等委員会に報告した取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員が、その報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを受けないこととし、その旨を周知徹底する。

監査等委員会に報告すべき事項及び報告の方法について、監査等委員会と協議の上設定し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員は、適切な報告を実施する。

また、監査等委員が出席又は資料を閲覧する会議委員会について、監査等委員会と協議の上設定し、監査等委員は、会議委員会に出席あるいは会議資料・議事録の閲覧を行う。

9. 監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の費用の請求を監査等委員から受けた場合は、監査等委員の職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は社長と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつとともに、内部統制推進部、会計監査人、関係会社監査役と連携を保ち、監査等委員会の監査の実効性確保に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- (1) リケングループは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力との関係遮断を図り、一切係わらない。反社会的勢力との関係遮断は、法令遵守に関わる重大な問題ととらえ、反社会的な要求を断固として排除し、必要に応じて当局へ通知する。
- (2) 業務に関連した詐欺・恐喝等の不正・犯罪に対しては、個人での対応を回避し、会社として毅然たる態度で臨む。
- (3) 自ら或いは他の従業員が、反社会的勢力から何らかのアプローチを受けた場合は、速やかに役員又は管理職に報告し、その指示に従うものとする。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) 人事総務部に対応統括部署をおき、関連部門と協力して活動しています。
- (2) 公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会ならびに麹町地区特殊暴力防止対策協議会に所属し、研修を受けるとともに、統括部署において、警察や弁護士等の外部専門機関や他企業との間で定期的に反社会勢力に関する情報を交換しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、大規模買付者が現れた時に十分な情報と検討する時間を確保し、株主の皆様が適切な判断ができるようにするための仕組みとして、大規模買付行為に関する対応策を導入しています。

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として当社の在り方について、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。

したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの最終的な判断も、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えます。

また、大規模買付行為であっても、その目的等が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかし、当社株式の大規模買付行為等の中には、その目的等からみて株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主買い付け内容について判断するための合理的に必要な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもあります。このような不適切な大規模買付を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

(2) 導入の目的

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取り組みとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」(以下「本プラン」といいます)を導入しています。

(3) スキームの概要

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、こうした行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける、大規模買付時の情報提供と検討時間の確保に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます)は、1) 事前に大規模買付者が当社取締役会に対して十分な情報を提供し、2) 情報提供後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

しかし、大規模買付者が上記の大規模買付ルールを遵守しなかった場合、または遵守してもその行為が当社に回復し難い損害をもたらす、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等の対抗措置をとることができます。

このように対抗措置をとる場合、その判断の合理性・公正性を担保するために、取締役会は独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告に従います。

なお、独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、または社外有識者から選任された委員で構成します。

本プランは、1) 当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、2) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

当社は、2007年6月28日開催の第83回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、直近では2022年6月24日開催の第98回定時株主総会において、本プランの継続について承認を得ています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

(1) 適時開示に係る当社の基本方針

当社は、「リケングループ行動規範」において、情報開示に関し、「適時適切な情報開示と開示手続きの遵守についてリケングループは、事業活動を行う各国・地域の全ての法令に準拠し、適切な情報開示を行い、ステークホルダーとの信頼関係の維持に努めます。」と定め、役員及び従業員に徹底し、会社情報の適時適切な開示に努めております。

1) 適時適切な情報開示と開示手続きの遵守 リケングループは、事業活動を行う各国・地域の全ての法令に準拠し、適切な情報開示を行い、ステークホルダーとの信頼関係の維持に努めます。

(2) 適時開示に係る社内体制

適時開示の担当部門は経営企画部とし、有価証券報告書、決算短信等の決算に関する情報につきましては、経理部を担当部門としています。

決定事実及び発生事実に関する情報は、経営企画部長(情報取扱責任者)が情報を収集・管理し、適時開示規則に定められた事項に該当するか否かの判断を行っております。

重要な決定事実及び決算に関する情報については、取締役会に付議され、承認後速やかにその開示を行っております。また重要な発生事実については、代表取締役社長に報告の上、発生後遅滞無く適時開示を行ない、取締役会にその報告がなされます。

経営企画部長は、適時開示規則に定められた事項に該当する場合は、社内規定である内部者取引防止規定に基づき、内部情報管理及び自社株式取引規制を徹底するとともに、適時開示後自社ホームページに公表資料を掲載し、情報の周知徹底を図っております。

なお、サステナビリティ委員会では、内部統制やリスクマネジメントの体制整備に取組んでおり、適時開示を含む情報の開示統制について、当社グループ全体の統括を行っております。

【コーポレートガバナンス体制模式図】

